

加古川市農業委員会各種証明事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、加古川市農業委員会（以下「農業委員会」という。）において発行する諸証明に関する事項について定める。

(証明の種類)

第2条 農業委員会が発行する証明の種類及び様式は次のとおりとする。

- (1) 耕作証明（農地法第3条関係）、様式第1号
- (2) 耕作証明（耕作面積）、様式第2号
- (3) 農業者証明（都市計画法施行規則第60条関係）、様式第3号
- (4) 非農地証明、様式第4号
- (5) 納税猶予適格証明（相続税の納税猶予に関する適格証明）、様式第5号
- (6) 納税猶予適格証明（贈与税の納税猶予に関する適格証明）、様式第6号
- (7) 引き続き農業経営を行っている旨の証明（納税猶予適用農地の耕作を行っていることの証明）、様式第7号
- (8) 買受適格者証明（農地法第3条許可又は第5条届出）、様式第8号
- (9) 農地台帳・農家基本台帳の写しの交付（台帳の原本証明）
- (10) その他の証明

2 前項の(4)非農地証明の証明願い及び(8)買受適格者証明の交付申請の様式については、農地法施行に関する実施細則（平成28年3月16日、農業委員会規程第1号）の規定による。

(その他の証明について)

第3条 前条第1項の(10)その他の証明の種類は次のとおりとする。

- (1) 農地法第3条の規定による許可を受けたことの証明、様式第9号
- (2) 農地法第4条又は第5条の規定による届出を受理されたことの証明、様式第10号
- (3) 特定事業用資産の買換えの場合の課税の特例に係る土地等の買換えについて農業委員会が適当と認める証明、様式第11号
- (4) 小作台帳記載事項証明、様式第12号
- (5) その他（申請により農業委員会が発行する必要がある場合）

(交付申請ができる者)

第4条 第2条の証明の交付申請ができる者は、次に掲げる者に限る。

- (1) 本人
- (2) 農家基本台帳に登載されている世帯員
- (3) 国又は地方公共団体の機関（法令で定める事務の遂行のために必要な場合。以下、「国等」という。）
- (4) 本人の委任又は同意を得た者
- (5) 弁護士等、法令により権限がある者

(本人等の確認)

第5条 第3条により証明の交付申請をする者は、本人又は農地台帳に記載された世帯員であ

ることを確認できる書類を提示しなければならない。

- 2 本人から同意を得て交付申請をする者は、同意を得たことが確認できる委任状等の書類を提出するとともに、同意を受けた本人であることを確認できる書類を提示しなければならない。
- 3 国等が交付申請をする場合は、名称及び事務所の所在地、請求の任に当たっている者の職及び氏名並びに請求事由を明示し、国等の発行した身分証明書を提示しなければならない。
- 4 本人の確認は、運転免許証、旅券、個人番号カード、住基カード、在留カードなどの国等の機関が発行した顔写真付きの書類、又は本人であることを証明できる複数の書類（健康保険の被保険者証、各種年金証書（手帳）、介護保険被保険者証、生活保護受給者証、各種医療証、高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証、住基カード（顔写真なし）など、国等の発行した資格証明書など）により行う。

（月次総会の承認を得て発行する証明）

第6条 第2条第1項の証明の内、(4)非農地証明及び(8)買受適格者証明については、月次総会へ上程し、月次総会の承認を得たうえで証明書を発行する。

- 2 前項の証明事務については、農地法施行に関する実施細則（平成28年3月16日、農業委員会規程第1号）の規定によるものとする。
- 3 第2条第1項の証明の内、(5)納税猶予適格証明（相続税の納税猶予に関する適格証明）及び(6)納税猶予適格証明（贈与税の納税猶予に関する適格証明）の発行にあたっては、月次総会へ上程し、月次総会の承認を得たうえで証明書を発行する。
- 4 前項の証明の交付を申請する者は、同法第70条の6の規定（相続税の納税猶予）による場合は様式5号により、租税特別措置法第70条の4の規定（贈与税の納税猶予）による場合は様式6号により次に掲げる添付書類を添付して提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 公図

(3) その他参考となる書類（登記事項証明書の写し、遺産分割協議書の写しなど）

- 5 証明事務については、農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱いについて（昭和51年7月7日付け51構改B第1254号、農林省構造改善局長通知）により事務処理を行うものとする。
- 6 証明書の発行にあたっては、地元の農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「農業委員等」という。）による納税猶予適用農地の現地確認及び申請者から営農状況の聞き取り調査を実施する。

（会長の専決により発行する証明）

第7条 第2条第1項の証明の内、(1)耕作証明書（農地法第3条関係）、(3)農業者証明書（都市計画法施行規則第60条関係）及び(7)引き続き農業経営を行っている旨の証明については、申請に係る農地の営農状況等を確認し、会長の専決により証明書を発行する。

- 2 第2条第1項の(1)耕作証明（農地法第3条関係）の交付を申請する者は様式1号により、次に掲げる添付書類を添付して提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 公図

(3) その他参考となる書類（登記事項証明書、住民票など）

3 第2条第1項の(3)農業者証明（都市計画法施行規則第60条関係）の交付を申請する者は様式3号により、次に掲げる添付書類を添付して提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) その他参考となる書類（登記事項証明書、住民票など）

4 第2条の(7)引き続き農業経営を行っている旨の証明の交付を申請する者は様式7号により、次に掲げる添付書類を添付して提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) その他参考となる書類（登記事項証明書など）

5 第2項により証明願が提出された場合、会長は遅滞なく申請に係る農地の所在する地元の農業委員等に対して、証明に係る農地の現況と耕作状況について照会し、照会を受けた農業委員等は遅滞なく現地確認等を行い、会長に結果を報告するものとする。

6 第3項により証明願が提出された場合、会長は遅滞なく申請に係る農地の所在する地元の農業委員等に対して、証明に係る農地の現況及び過去1年の営農状況並びに将来にわたって営農する見込みについて照会し、照会を受けた農業委員等は遅滞なく現地確認等を行い、会長に結果を報告するものとする。

7 第4項により証明願が提出された場合、会長は遅滞なく申請に係る農地の所在する地元の農業委員等に対して、証明に係る農地の現況及び耕作状況並びに将来にわたって営農する見込みについて照会し、照会を受けた農業委員等は遅滞なく現地確認等を行い、会長に結果を報告するものとする。

（局長の専決により発行する証明）

第8条 第2条の証明の内、(2)耕作証明（耕作面積）及び(9)農地台帳・農家基本台帳の写し及び第3条に定めるその他の証明については、農地台帳等の内容を確認し、局長の専決により証明書を発行する。

2 第2条の(2)耕作証明（耕作面積）、(9)農地台帳・農家基本台帳の写し及び第3条の(4)小作台帳登載証明、(5)その他の交付を申請する者は、耕作証明等交付申請書（様式13号）に必要事項を記入して提出しなければならない。

3 第3条の各号に掲げる証明書の交付にあたっては、農業委員会が求める書類を添付させたうえで、必要に応じて地元の農業委員等による現地確認等を行うものとする。

（交付の手数料）

第9条 加古川市農業委員会の事務に関する手数料条例（以下「手数料条例」という。）第2条の規定により、証明書等の交付を申請する者から、申請の際に同条別表の右欄に掲げる手数料を徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収された手数料は、手数料条例第4条の規定により原則として還付しない。

3 証明書等の交付を申請する者が、第5条の本人確認等の際に、手数料条例第5条各号に該当すると認められたときは、手数料を免除することができる。手数料の免除の権限は次のとおりとする。

(1) 手数料条例第5条第1号及び第2号に規定するもの 事務局長

(2) 手数料条例第5条第3号に規定するもの 市長

(その他)

第10条 この取扱要領に定めるもののほか、各種証明の発行に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱要領は、平成29年7月20日から施行する。
(加古川市農業委員会各種証明事務取扱要領の廃止)
- 2 加古川市農業委員会各種証明事務取扱要領（平成28年4月1日施行）は廃止する。
(経過措置)
- 3 新取扱要領の施行前に旧取扱要領の規定によって農業委員会に対してされた、申請、届出その他の行為は、新取扱要領の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則

この取扱要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和6年2月2日から施行する。